

総社市個人情報保護条例及び総社市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

## 総社市条例第1号

### 総社市個人情報保護条例及び総社市情報公開条例の一部を改正する条例

(総社市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 総社市個人情報保護条例(平成17年総社市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目(以下「移動後条号等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条号等とし、移動条項等に対応する移動後条号等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条号等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条号等(以下「追加条号等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに追加条号等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、<u>次のいずれかに該当するもの及び特定個人情報のうち事業を営む個人の当該事業に関する情報をいう。</u></p> <p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。))で作られる記</u></p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、<u>特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。)</u>をいう。</p>

改正後	改正前
<p><u>録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p><u>イ 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(3) 略</p> <p><u>(4) 個人識別符号  次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。</u></p> <p><u>ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの</u></p> <p><u>イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</u></p> <p><u>(5) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p><u>(9) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</u></p> <p><u>(10) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計</u></p>	<p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>

改正後	改正前
<p><u>算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</u> <u>イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、</u> <u>生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索す</u> <u>ることができるように体系的に構成したもの</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(12) <u>情報提供等記録 番号法第 2 3 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を</u> <u>番号法第 2 6 条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録</u> <u>された特定個人情報をいう。</u></p> <p>(13) <u>保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特</u> <u>定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとし</u> <u>て当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録され</u> <u>ているものに限る。</u></p> <p>(14) <u>特定個人情報ファイル 番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情</u> <u>報ファイルをいう。</u></p> <p>(収集の一般的制限)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 実施機関は、<u>要配慮個人情報</u>を収集してはならない。ただし、次の各号 のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(目的外の利用及び提供の制限)</p> <p>第 8 条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条 において同じ。）の収集目的の範囲を超えた利用又は当該実施機関以外の ものへの提供（以下「目的外利用等」という。）をしてはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する 場合においては、目的外利用等を行うことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 同一実施機関内で利用する場合又は国等若しくは他の実施機関に提 供する場合であって、利用するもの又は提供を受けるものの所掌する事</p>	<p>(7) 略</p> <p>(8) <u>情報提供等記録 番号法第 2 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録</u> <u>に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p>(収集の一般的制限)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 実施機関は、<u>思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の</u> <u>原因となり得る個人情報その他基本的人権を侵害するおそれのある個人</u> <u>情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき</u> <u>は、この限りでない。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(目的外の利用及び提供の制限)</p> <p>第 8 条 実施機関は、保有する個人情報（特定個人情報を除く。以下この条 において同じ。）<u>について、個人情報の収集目的の範囲を超えた利用又は</u> <u>当該実施機関以外のものへの提供（以下「目的外利用等」という。）をし</u> <u>てはならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する 場合においては、目的外利用等を行うことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 同一実施機関内で利用する場合又は国等若しくは他の実施機関に提 供する場合であって、利用するもの又は提供を受けるものの所掌する事</p>

改正後	改正前
<p>務の遂行に必要な限度で使用し、かつ、当該<u>保有個人情報</u>を使用することに相当の理由があると認められるとき。</p> <p>(6) 略</p> <p>(<u>保有特定個人情報の目的外利用の制限</u>)</p> <p>第8条の2 実施機関は、<u>保有特定個人情報の目的外利用</u>をしてはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、<u>健康</u>、<u>生活</u>又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、<u>保有特定個人情報</u>（情報提供等記録を除く。）の目的外利用をすることができる。</p> <p>(提供先に対する措置要求)</p> <p>第9条 実施機関は、当該実施機関以外のものに<u>保有個人情報</u>を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該<u>保有個人情報</u>の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。</p> <p>(オンライン結合による提供の制限)</p> <p>第10条 実施機関は、<u>法令に定めがある場合を除き</u>、オンライン結合（実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。）による<u>保有個人情報の提供</u>を行ってはならない。ただし、審議会の意見を聴いて、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。その内容を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>(個人情報取扱事務の届出等)</p> <p>第11条 実施機関は、新たに個人情報取扱事務を開始しようとするときは、次に掲げる事項を、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、個人情報の取扱いが定型化していない一時的な個人情報取扱事務で、市長が別に定めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</u></p>	<p>務の遂行に必要な限度で使用し、かつ、当該個人情報を使用することに相当の理由があると認められるとき。</p> <p>(6) 略</p> <p>(<u>特定個人情報の目的外利用の制限</u>)</p> <p>第8条の2 実施機関は、<u>特定個人情報の目的外利用</u>をしてはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、<u>身体</u>又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、<u>特定個人情報</u>（情報提供等記録を除く。）の目的外利用をすることができる。</p> <p>(提供先に対する措置要求)</p> <p>第9条 実施機関は、当該実施機関以外のものに<u>個人情報</u>を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。</p> <p>(オンライン結合による提供の制限)</p> <p>第10条 実施機関は、オンライン結合（実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、<u>実施機関が保有する個人情報</u>を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。）による個人情報の提供を行ってはならない。ただし、審議会の意見を聴いて、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。その内容を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p><u>2 前項の規定は、特定個人情報については適用しない。</u></p> <p>(個人情報取扱事務の届出等)</p> <p>第11条 実施機関は、新たに個人情報取扱事務を開始しようとするときは、次に掲げる事項を、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、個人情報の取扱いが定型化していない一時的な個人情報取扱事務で、市長が別に定めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p>

改正後	改正前
<p>(7) 略 (8) 略 2～6 略</p> <p>(自己情報の開示請求) 第15条 何人も、実施機関に対し、自己に関する<u>保有個人情報</u>（以下「自己情報」という。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」という。）は、本人に代わって前項に規定する開示請求をすることができる。</p> <p>(自己情報の訂正、削除及び目的外利用等の中止に係る請求) 第19条 略</p> <p>2 何人も、<u>自己情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対して当該自己情報の削除を請求することができる。</u></p> <p>(1) <u>第6条又は第7条の規定による制限を越えて収集されているとき。</u> (2) <u>番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。</u> (3) <u>番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。</u></p> <p>3 何人も、<u>自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対して当該自己情報の目的外利用等の中止を請求することができる。</u></p> <p>(1) <u>第8条の規定に違反して目的外利用等が行われているとき。</u> (2) <u>第8条の2の規定に違反して利用されているとき。</u> (3) <u>第8条の3の規定に違反して提供されているとき。</u> (4) <u>番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。</u> (5) <u>番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。</u></p>	<p>(6) 略 (7) 略 2～6 略</p> <p>(自己情報の開示請求) 第15条 何人も、実施機関に対し、<u>公文書に記録された自己に関する個人情報</u>（以下「自己情報」という。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」という。）は、本人に代わって前項に規定する開示請求をすることができる。</p> <p>(自己情報の訂正、削除及び目的外利用等の中止に係る請求) 第19条 略</p> <p>2 何人も、<u>第6条又は第7条の制限を越えて自己情報が収集されていると認めるときは、実施機関に対して当該自己情報の削除を請求することができる。</u></p> <p>3 何人も、<u>第8条から第8条の3までの制限を越えて自己情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用等が行われていると認めるときは、実施機関に対して当該自己情報の目的外利用等の中止を請求することができる。</u></p>

改正後	改正前
<p>4 略 (開示請求等の手続) 第20条 開示請求又は訂正等の請求(情報提供等記録にあっては、開示又は訂正の請求に限る。以下「開示請求等」という。)をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略 2～4 略</p> <p>(開示等の実施) 第24条 略 2～4 略</p> <p>5 実施機関は、第22条第1項の規定により、自己情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をすることを決定した場合において、情報提供等記録の訂正をしたときは、必要に応じ、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(他の制度との調整) 第29条 他の法令等(情報公開条例を除く。)の規定により自己情報(保有特定個人情報を除く。)の開示、訂正等を求めることができるときは、その定めるところによる。</p> <p>(適用除外) 第30条 略</p> <p>(罰則) 第31条 実施機関の職員若しくは職員であった者、指定管理者の管理する施設の業務に従事している者若しくは従事していた者又は第14条第1項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第10号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰</p>	<p>4 略 (開示請求等の手続) 第20条 開示請求又は訂正等の請求(以下「開示請求等」という。)をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略 2～4 略</p> <p>(開示等の実施) 第24条 略 2～4 略</p> <p>5 実施機関は、第22条第1項の規定により、情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(他の制度との調整) 第29条 他の法令等(情報公開条例を除く。)の規定により自己情報(特定個人情報を除く。)の開示、訂正等を求めることができるときは、その定めるところによる。</p> <p>(適用除外) 第30条 略</p>

改 正 後	改 正 前
<p>金に処する。</p> <p><u>第32条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p><u>第33条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p><u>第34条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第35条 略</p>	<p>(その他)</p> <p>第31条 略</p>

(総社市情報公開条例の一部改正)

第2条 総社市情報公開条例(平成17年総社市条例第11号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があった場合は、開示請求に係る公文書に次に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されているときを除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、<u>図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)</u>に記載され、<u>若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)</u>により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができ</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があった場合は、開示請求に係る公文書に次に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されているときを除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>

改正後	改正前
<p>ることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ 略  (3)～(7) 略</p>	<p>ア～ウ 略  (3)～(7) 略</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。